

県外の医療機関で妊婦健康診査を受けた場合、
費用の一部を助成します！

妊婦さんが里帰り等の理由により、県外の医療機関で妊婦健康診査を受診した場合、受診後に申請することによって費用の一部を助成します。
ただし、妊婦健康診査実施後、1年以内を対象とします。

☆助成額 県内で受診した場合の助成費用と同等額を助成します。
ただし、県外で受診した健診費用の方が低額の場合は、低い方の額となります。

- ☆持参するもの
- 領収書すべて（県外の医療機関が発行した、妊婦健康診査用に領収されたとわかるもの）
 - 未使用の妊婦健康診査受診票
 - 印鑑
 - 口座振込希望者は申請者本人名義の通帳
（窓口払い希望者及び既登録者は不要）
 - 母子健康手帳
 - 保険証

申請後、書類等の審査を行い、後日結果を通知します。



【問い合わせ先及び申請先】

八頭町役場 保健課（郡家保健センター）

保健係 電話 （0858）72-3566